

平成28年度綾川町一般廃棄物最終処分場維持管理情報

○最終処分量

月	t
4月	0
5月	77.98
6月	143.56
7月	279.82
8月	223.65
9月	236.3
10月	288.56
11月	27.55
12月	162.33
1月	256.24
2月	297.2
3月	307.85
計	2301.04

○埋立地、浸出水処理施設等点検状況

	堤体・遮水工	調整池	覆土	水処理施設	その他
4月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
5月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
6月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
7月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
8月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
9月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
10月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
11月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
12月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
1月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
2月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
3月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし

綾川町最終処分場

(1) 処分実績

(H29.3.31現在)

当年度埋立量 (覆土を含む)	1,358 m ³
-------------------	----------------------

(H29.3.31現在)

当年度末残余容量	25,064 m ³
----------	-----------------------

(2) 1ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録する項目

(綾川町一般廃棄物最終処分場)

項 目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	基準命令による基準値
測定年月日	H28.4.6	H28.5.18	H28.6.8	H28.7.6	H28.8.1	H28.9.28	H28.10.26	H28.11.9	H28.12.21	H29.1.24	H29.2.15	H29.3.22	
水素イオン濃度 (PH)	6.9	7.4	6.9	7.1	7	7.2	7.2	7.1	6.9	6.9	7.4	7.2	海域以外に排出: 5.8~8.6 海域に排出: 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	0.8mg/ℓ	1.1mg/ℓ	1.9mg/ℓ	0.9mg/ℓ	0.5mg/ℓ未満	0.8mg/ℓ	1.2 mg/ℓ	0.9mg/ℓ	1.8mg/ℓ	1.3mg/ℓ	1.8mg/ℓ	1.7mg/ℓ	1ℓにつき60mg以下
化学的酸素要求量 (COD)	22mg/ℓ	21mg/ℓ	21mg/ℓ	21mg/ℓ	21mg/ℓ	19mg/ℓ	22 mg/ℓ	22mg/ℓ	25mg/ℓ	28mg/ℓ	28mg/ℓ	22mg/ℓ	1ℓにつき90mg以下
浮遊物質 (SS)	1 mg/ℓ	1mg/ℓ	1mg/ℓ	1mg/ℓ	2 mg/ℓ	2mg/ℓ	1mg/ℓ	2 mg/ℓ	3mg/ℓ	4 mg/ℓ	5mg/ℓ	1mg/ℓ未満	1ℓにつき60mg以下
窒素含有量	30mg/ℓ	17mg/ℓ	13mg/ℓ	40mg/ℓ	24mg/ℓ	21mg/ℓ	25mg/ℓ	25mg/ℓ	21mg/ℓ	23mg/ℓ	23mg/ℓ	27mg/ℓ	1ℓにつき120(日間平均60)mg 以下

注：窒素含有量については、1ヶ月に1回以上測定を行うのは、環境大臣が定める湖沼、環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限る。

② 2以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水

項 目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	備 考
測定年月日	H28.4.6	H28.5.18	H28.6.8	H28.7.6	H28.8.1	H28.9.28	H28.10.26	H28.11.9	H28.12.21	H29.1.24	H29.2.15	H29.3.22	
地下水1	電気伝導率	S/m	S/m	S/m	S/m	S/m	S/m	S/m	S/m	S/m	S/m	S/m	
	塩化物イオン	2 mg/ℓ	4 mg/ℓ	5 mg/ℓ	5 mg/ℓ	4mg/ℓ	5mg/ℓ	5 mg/ℓ	4 mg/ℓ	4mg/ℓ	4mg/ℓ	3mg/ℓ	
地下水2	電気伝導率	S/m	S/m	S/m	S/m	S/m	S/m	S/m	S/m	S/m	S/m	S/m	
	塩化物イオン	3mg/ℓ	4 mg/ℓ	3mg/ℓ	4mg/ℓ	4mg/ℓ	3mg/ℓ	4mg/ℓ	2 mg/ℓ	2 mg/ℓ	3mg/ℓ	4mg/ℓ	3mg/ℓ

注：周縁地下水の汚染の有無の指標として適当でないと判断し、電気伝導率、塩化物イオンのいずれも測定を行っていない場合には、備考欄にその理由を記入すること。

(全3葉のうち2枚目)

(3) 1年に1回以上測定し、かつ、記録する項目

① 放流水 (検査年月日 平成28年7月6日)

項目	測定値	基準命令による基準値
アルキル水銀化合物	< 定量下限値未満	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	< 定量下限値未満	1ℓにつき水銀0.005mg以下
カドミウム及びその化合物	< 定量下限値未満	1ℓにつきカドミウム0.03mg以下
鉛及びその化合物	< 定量下限値未満	1ℓにつき鉛0.1mg以下
有機燐化合物	< 定量下限値未満	1ℓにつき1mg以下
六価クロム化合物	< 定量下限値未満	1ℓにつき六価クロム0.5mg以下
砒素及びその化合物	< 定量下限値未満	1ℓにつき砒素0.1mg以下
シアン化合物	< 定量下限値未満	1ℓにつきシアン1mg以下
ポリ塩化ビフェニル	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.003mg以下
トリクロロエチレン	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.3mg以下
テトラクロロエチレン	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.1mg以下
ジクロロメタン	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.2mg以下
四塩化炭素	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.02mg以下
1・2-ジクロロエタン	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.04mg以下
1・1-ジクロロエチレン	< 定量下限値未満	1ℓにつき1mg以下
シス-1・2-ジクロロエチレン	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.4mg以下
1・1・1-トリクロロエタン	< 定量下限値未満	1ℓにつき3mg以下
1・1・2-トリクロロエタン	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.06mg以下
1・3-ジクロロプロペン	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.02mg以下
チウラム	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.06mg以下

##

(綾川町一般廃棄物最終処分場)

項目	測定値	基準命令による基準値
シマジン	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.03mg以下
チオベンカルブ	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.2mg以下
ベンゼン	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.1mg以下
1,4-ジオキサン	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.5mg以下
セレン及びその化合物	< 0.003mg/ℓ	1ℓにつきセレン0.1mg以下
ほう素及びその化合物	< 0.6mg/ℓ	海域以外 1ℓにつき50mg以下 海域 1ℓにつき230mg以下
ふっ素及びその化合物	< 0.2mg/ℓ	海域以外 1ℓにつき8mg以下 海域 1ℓにつき15mg以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	< 2.3mg/ℓ	1ℓにつき計算された合計量200mg以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	< 定量下限値未満	1ℓにつき5mg以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	< 定量下限値未満	1ℓにつき30mg以下
フェノール類含有量	< 定量下限値未満	1ℓにつき5mg以下
銅含有量	< 0.14mg/ℓ	1ℓにつき3mg以下
亜鉛含有量	< 0.11mg/ℓ	1ℓにつき2mg以下
溶解性鉄含有量	< 0.4mg/ℓ	1ℓにつき10mg以下
溶解性マンガン含有量	< 0.1mg/ℓ	1ℓにつき10mg以下
クロム含有量	< 定量下限値未満	1ℓにつき2mg以下
大腸菌群数	< 40個/cm ³	1cm ³ につき日間平均3000個以下
窒素含有量	20mg/ℓ	1ℓにつき120(日間平均60)mg以下
燐含有量	0.07mg/ℓ	1ℓにつき16(日間平均8)mg以下

(全3葉のうち3枚目)

② 2以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水 (検査年月日 平成28年7月6日)

(綾川町一般廃棄物最終処分場)

項 目	地下水1	地下水2	基準命令による基準値
アルキル水銀	< 定量下限値未満	< 定量下限値未満	検出されないこと
総水銀	< 定量下限値未満	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.0005mg以下
カドミウム	< 定量下限値未満	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.003mg以下
鉛	< 定量下限値未満	< 0.003mg/ℓ	1ℓにつき0.01mg以下
六価クロム	< 定量下限値未満	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.05mg以下
砒素	< 0.001mg/ℓ	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.01mg以下
全シアン	< 定量下限値未満	< 定量下限値未満	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	< 定量下限値未満	< 定量下限値未満	検出されないこと
トリクロロエチレン	< 定量下限値未満	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.03mg以下
テトラクロロエチレン	< 定量下限値未満	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.01mg以下
ジクロロメタン	< 定量下限値未満	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.02mg以下
四塩化炭素	< 定量下限値未満	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.002mg以下
1・2-ジクロロエタン	< 定量下限値未満	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.004mg以下

項 目	地下水1	地下水2	基準命令による基準値
1・1-ジクロロエチレン	< 定量下限値未満	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.1mg以下
1・2-ジクロロエチレン	< 定量下限値未満	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.04mg以下
1・1・1-トリクロロエタン	< 定量下限値未満	< 定量下限値未満	1ℓにつき1mg以下
1・1・2-トリクロロエタン	< 定量下限値未満	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.006mg以下
1・3-ジクロロプロペン	< 定量下限値未満	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.002mg以下
チウラム	< 定量下限値未満	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.006mg以下
シマジン	< 定量下限値未満	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.003mg以下
チオベンカルブ	< 定量下限値未満	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.02mg以下
ベンゼン	< 定量下限値未満	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.01mg以下
セレン	< 定量下限値未満	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.01mg以下
1,4-ジオキサン	< 定量下限値未満	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.05mg以下
塩化ビニルモノマー	< 定量下限値未満	< 定量下限値未満	1ℓにつき0.002mg以下

(4) ダイオキシン類

① 放流水 (検査年月日 平成28年7月6日)

項 目	放流水	基準値
ダイオキシン類	0.00013 pg-TEQ/ℓ	10pg-TEQ/ℓ以下

② 2以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水 (検査年月日 平成28年7月6日)

項 目	地下水1	地下水2	基準値
ダイオキシン類	0.058 pg-TEQ/ℓ	0.068 pg-TEQ/ℓ	1pg-TEQ/ℓ以下(環境基準)